高教組HPにもUPしています。「兵庫高教組」検索

兵高教組　2026年10月16日
調査情報　12号

兵庫県高等学校教職員組合調査部
TEL：078-341-6745　FAX：078-351-3185
URL：http://www.hyogo-kokyoso.com
mail：honbu@hyogo-kokyoso.com

兵庫県人事委員会勧告[10 月 14 日]

公民較差3.52%(14,179円)

較差解消は 給料表改善と地域手当の引上げで
一時金0.05月UP　再任用職員の月例給は平均8.5%UP

10月14日、兵庫県人事委員会は、公務が民間を14,179円(3.52%)下回っていると勧告・報告しました。給料表の引き上げ(約3.1%分)で解消されない公民較差については地域手当の引上げで解消することや再任用職員の給料表の平均8．5%引上げも勧告されました。ただ、賃上げが長く続く物価高騰に追いついているとは言えず、とりわけ大阪市で改善勧告がなされた再任用職員の一時金の支給月数は、国同様に2．50月への改善にとどまり、定年延長職員との差は解消されていません。

兵庫県人事委員会勧告の概要

1.公民較差3.52%のうち約3.1%は給料表引上げで解消、一時金0.05月改善
全ての世代で賃金引上げ。月例給は高卒初任給4.6%、大卒初任給4.1%引上げ。中堅層以上で昨年を大幅に上回る3.0%の賃上げ。一時金は0.05月改善し、4.70月に。

2.給料表の改定で解消されない公民較差を解消するため地域手当を引上げ
公民較差のうち給料表で解消した残りの較差の解消は地域手当の引上げで解消することを勧告。

3.再任用職員の月例給平均8.5%改善、一時金0.05月改善し、支給月数は2.50月に

4.会計年度任用職員の処遇、採用条件の改善
国の非常勤職員と同様に扶養手当・住居手当相当の支給を適当とし、再度の任用の場合も平等取扱いの原則に基づき、「国の非常勤職員の取扱いを踏まえ適切に対応」する必要があると勧告。

5.転勤に伴う経済的な負担の軽減
国の動向と民間の支給状況をふまえ、適切な措置を講じる必要があると勧告。

6.教職員の勤務時間の適正化
学校現場の多忙化について触れ、「勤務時間の適正化は、仕事と生活の両立だけでなく、人材確保の観点からも、重要かつ喫緊の課題である」と報告。

7.教員の未配置問題の解消
教員の未配置問題は、「依然として深刻な状況が続いている」と述べた上で、県の施策を一層強力に推進することが必要とし、「学校現場の環境が一層改善され、教職員が児童生徒とゆとりを持って向き合う時間が確保されることが、兵庫の教育をより充実させる」と述べ、人事委員会として「更に詳細な実態調査や教職員の多忙化対策」について県教委と意見交換を進めると報告。

教職員のみなさんへ！　重点要求署名の一筆で要求実現を

高教組は10月10日（土）に本年度第1回拡大闘争委員会を開き、私たちの要求実現のための運動を確認し、今年も全ての教職員を対象とした重点要求署名にとりくむことが決まりました。各分会に署名用紙を送り、県教育委員会に対する確定闘争は次のステージに突入します。

学校で働く全ての教職員の皆さん、今、兵庫県では財政危機が叫ばれ、賃金改善に関しても決して楽観視できません。今こそ、全ての教職員の生活を守るため、あなたの力が必要です。確かに一人ひとりの力は弱いものですが、その力を集めて、全教職員の意思を署名として県に提出し、苦難を打ち破って、私たちの要求を必ず実現させましょう。重点要求署名にあなたの一筆を！

少しでも労働条件の改善を　そのためにあなたも高教組へ！